

史跡筑後國府跡 保存活用計畫

- 史跡筑後國府跡保存活用計畫 -



令和2年(2020)3月
久留米市教育委員会

史跡筑後国府跡 保存活用計畫

- 史跡筑後国府跡保存活用計畫 -

令和2年(2020)3月
久留米市教育委員会

序

久留米市は筑紫平野のほぼ中央に位置し、市城南東部には耳納山地をひかえ、市域北部には九州一の大川筑後川が西流しています。このような水と緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝にあたることから、古来より筑後地方の中心として栄え、歴史を重ねてまいりました。このため、市内には貴重な歴史遺産が多数残されており、本計画の対象とする筑後国府跡もそのひとつです。

筑後国府跡の発掘調査は、昭和 36 年 (1961) に始まり、昭和 48 年 (1973) から久留米市教育委員会が主体となって行ってまいりました。多年にわたる調査成果の蓄積によって、前身官衙の成立に加え、7 世紀末から 12 世紀後半に至る政庁の構造と変遷が明らかとなり、このことは歴史上、また学術上重要な価値をもつものとして、平成 8 年 (1996) に国の指定史跡となり、その後、三度の追加指定がなされています。

久留米市はもとより、筑後地域の歴史において貴重な遺産である筑後国府跡を将来にわたって確実に保存し、継承していくため、その指針となる計画をここに策定いたしました。今後は、本計画に基づいて、筑後国府跡の調査・研究を継続しつつ、地域・市民・行政が連携しながら、ともに保存管理を充実し、活用・整備の具体化を図り、本市のまちづくりにとって重要な歴史遺産として活かして参ります。

最後になりましたが、本計画策定にあたってご指導を賜りました保存活用計画策定委員の皆様、文化庁、福岡県文化財保護課、並びに筑後国府跡の調査から保存に深いご理解とご協力をいただいております地域住民の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月 3 1 日

久留米市教育委員会

教育長 大 津 秀 明

例 言

1. 『史跡筑後国府跡保存活用計画』（以下、「本計画」）は、文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受けて、作成した。
2. 保存活用計画策定事業は久留米市教育委員会（以下、「市教育委員会」）が事業の主体となり、久留米市市民文化部文化財保護課（以下、「市文化財保護課」）へ委嘱されたものである。
3. 本事業は史跡筑後国府跡保存活用計画策定委員会（以下、「策定委員会」）の指導の下、市文化財保護課が事務局として実施した。なお、事業の実施にあたり、文化庁文化財第二課（以下、「文化庁」）および福岡県教育庁教育総務部文化財保護課（以下、「県文化財保護課」）の助言を得た。
4. 本事業に関わる事務および計画策定は、策定委員会における協議結果を踏まえ、事務局が行った。また、関連業務の一部を株式会社都市環境研究所に、地形図作成業務を大成ジオテック株式会社に委託した。

5. 本計画に関する主な学術用語は下記の通りである。

国	府	古代日本の律令国家が国ごとに設置した地域支配の政治的拠点。
官	衙	古代における役所の総称。
政庁（国庁）		国府の中核施設。儀式・饗宴または政務の場として機能した。久留米市合川町周辺では政庁が三度移転したことが判明している。各政庁を成立順にⅠ期政庁からⅣ期政庁と呼称する。詳細は次の通りである。

名 称	所 在 地 区	時 期
Ⅰ期政庁	古宮地区	7世紀末頃から8世紀中頃
Ⅱ期政庁	阿弥陀地区	8世紀中頃から10世紀中頃
Ⅲ期政庁	朝妻地区	10世紀中頃から11世紀後半
Ⅳ期政庁	横道地区	11世紀後半から12世紀後半

前 身 官 衙	Ⅰ期政庁の前身となる官衙。7世紀中頃に成立し、7世紀末頃に立地や機能面を含めてⅠ期政庁へ踏襲される。
曹 司	政庁の周囲に設けられた国の行政事務や維持・管理・運営に関わる役所群。
国 衙	政庁とその周辺に造営された曹司群を含む範囲。
国 司 館	国府の長官である国司の館。9世紀後半頃。
国 府 域	国司館・国衙で労役に従事する人々の宿舎や民家等を包括する範囲。

6. 図3-2-2、図3-2-3および図3-3-1から図3-3-8に掲載した地図は、公図による筆界を現況図に重ね、示したものであり、現地における厳密な境界を示すものではない。今後、計画の推進にあたって必要性が生じた場合には、公共嘱託測量・登記を行い、境界を確定する。
7. 題字は、川崎裕佳（市文化財保護課）の揮毫による。また、印影は天平10年（738）の『筑後国正税帳』にみえる筑後国印である。

目次

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	
第2節	計画策定の目的	
第3節	計画の対象範囲	
第4節	事業の体制と経過	
	1. 事業の体制	
	2. 事業の経過	
第5節	関連計画と関連法令	
	1. 関連計画	
	2. 関連法令	
第6節	計画の実施	
第2章	筑後国府跡をとりまく環境	14
第1節	久留米市の概要	
	1. 久留米市の位置	
	2. 人口と世帯	
	3. 産業	
	4. 交通	
	5. 観光	
第2節	自然環境	
	1. 地形と地質	
	2. 気象	
	3. 動植物	
第3節	歴史環境	
	1. 歴史の変遷	
	2. 主要文化財の分布	
第3章	筑後国府跡の概要	28
第1節	発掘調査の成果	
	1. 前身官衙	
	2. I期政庁	
	3. II期政庁	
	4. III期政庁	
	5. IV期政庁	
	6. 国司館	

	7. 在国司居屋敷	
	8. その他の主要遺構群と出土遺物	
	9. 関連遺跡	
第2節	指定に至る経緯	
第3節	指定説明と史跡指定地の状況	
	1. 指定告示	
	2. 史跡指定地の概要	
第4章	筑後国府跡の価値と構成要素	58
第1節	筑後国府跡の価値	
	1. 本質的価値	
	2. 現代的価値	
第2節	構成要素	
	1. 構成要素の分類	
	2. 構成要素の整理	
第5章	筑後国府跡の現状と課題	68
第1節	保存管理に係わる現状と課題	
	1. 現状	
	2. 課題	
第2節	活用に係わる現状と課題	
	1. 現状	
	2. 課題	
第3節	整備に係わる現状と課題	
	1. 現状	
	2. 課題	
第4節	運営・体制に係わる現状と課題	
	1. 現状	
	2. 課題	
第6章	基本理念と基本方針	72
第1節	基本理念	
第2節	基本方針	
	1. 保存管理の方針	
	2. 活用の方針	
	3. 整備の方針	
	4. 運営・体制の方針	

第7章	保存管理	74
第1節	保存管理の方向性	
第2節	地区区分	
第3節	保存管理の方法	
	1. A区（史跡指定地）の保存管理の方法	
	2. B区（保護を要する範囲）の保存管理の方法	
	3. C区（その他の範囲）の保存管理の方法	
第4節	追加指定と公有化の方針	
	1. 追加指定	
	2. 史跡指定地の公有化	
第5節	調査研究の方針	
	1. 考え方	
	2. 調査の方針	
第8章	活用	88
第1節	活用の方向性	
第2節	活用の方法	
	1. 学びの場としての活用	
	2. 交流の場としての活用	
	3. 周辺の歴史遺産や公共施設等との一体的な活用	
第9章	整備	92
第1節	整備の方向性	
第2節	整備の方法	
	1. 保存のための整備	
	2. 活用のための整備	
	3. 筑後国府跡と周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備	
第10章	運営・体制	97
第1節	運営・体制の方向性	
第2節	運営・体制づくりの方法	
	1. 地域との連携・協働による運営体制	
	2. 庁内における体制強化	
	3. 関係機関との連携体制の強化・整備	

第 11 章 実施計画と経過観察 98

第 1 節 実施計画

第 2 節 経過観察

第 3 節 計画の見直し

巻末資料 101

1. 史跡筑後国府跡保存活用計画策定についての住民説明会実施概要

2. 関係法令（抜粋）

3. 発掘調査一覧表